

第6回稲毛区地域福祉計画策定委員会議事要旨

日時：平成18年2月26日(日) 10:00～12:30

場所：稲毛区役所 3階講堂

出席委員：25名中15名出席

事務局：稲毛区 松本区長
保健福祉総務課 森川主幹、西森主事
健康企画課 赤岩主事
子育て支援課 中村副主査、市川副主査
稲毛区福祉事務所 江沢主幹、田村主事

(会議内容)

次第に従い、会議が進められた。

< 議題 >

議題(1) 稲毛区地域福祉計画について

パブリックコメントでの意見に対する計画の反映について

「稲毛区地域福祉計画の意見に対する計画への反映について(合同フォーラム終了後 最終案)」を提示し、パブリックコメントで出された意見の計画の反映について、先週19日(日)に開催された合同フォーラムでの意見を踏まえた最終案を1つずつ事務局より説明し、検討を行った。

意見1 異議なし

意見2 異議なし

意見3

若葉区の良い所は、その場で支援につなげられる体制を提案していること。単なる相談では、それで終わってしまい、改善されないことがある。相談の責任主体はどこで、どれだけの責任を持てるか。

「その場で支援につなげる」ことは難しい。相談者は相手が話を聞いてくれて、半分ぐらいは解決されれば、安心することが多い。稲毛区の計画ではこのままの表現で良いのではないか。

計画書のP40 「ぷらっと寄ることができる場での情報提供」にもあり、稲毛区の計画では、身近な場所で情報を得られるようにするとまとめた経緯がある。

身近な場所で専門家が相談に乗る体制を整えるのは正直難しいのではないか。

「稲毛区地域福祉計画の意見に対する計画への反映について（合同フォーラム終了後 最終案）」のP5にある計画への反映について（合同フォーラム（2月19日）時点の事務局案）にある「別途出張相談をしなくてもよいのではないか」との表現は言いすぎだと思う。市では来年度出前講座を開催することからも、表現を変えた方がよい。

（事務局）全くそのとおりなので、表現を修正する。

情報は自分で選ばなければならないのか。数ある情報の中から必要な物を選択するのが相談の本来の役割だと思う。また、相談にたどりつけば、ほとんど解決するものであるが、そこまでたどり着かないものが課題である。

計画書のP49が解決となりうる。共通の意見として、たらい回しを避けることが前提としてある。コーディネート組織の周りには誰かが、コーディネート組織に話をつなぐことで、解決するのではないか。

結論として、「別途出張相談をしなくてもよいのではないか」という表現を修正すること、「ぶらっとよることができる場で相談を受け、コーディネート組織につなげることにより、解決していくことができる」という表現を加えるということで、承認を得た。

意見4

（1）緑区の計画に対する部分

個人情報保護法が施行されたばかりで、プライバシーの扱い方について話が落ち着いていない状況にあるので、次の計画時にどのように扱ったほうが良いか検討してはどうか。

民生委員は、市からの名簿の提供により、地域に60歳以上の人が居住しているかどうかは分かるが、障害者の情報は把握していない。静岡や神奈川では、自治会などに要支援者の名簿を渡しており、災害時に役立てようとしているが、千葉は遅れている。

千葉市でも自治会や町内会により、弱者の実態把握に対して温度差がある。

市作成の防災マップによると、行政や民生委員だけでなく、地域でも自主防災組織などで扱っていくことが必要。ただし、プライバシーへの配慮が必要とされている。

このままの表現でよい。

結論として、事務局案のとおりで了承を得た。

(2) 美浜区の計画に対する部分

合同フォーラムでの意見を踏まえ、稲毛区の計画の今までの表現を元に、美浜区の計画で稲毛区にも当てはまる所だけを加えた。

災害時対応の専門家を呼んでの講習の実施

「消防署の職員等」に「市職員」という表現を入れた方がよい。

避難所生活を送る際には、レスキューを職務とする消防署員よりも、配給などを担当する市職員の方が、関連性がある。

前回までの計画書にあった「町内自治会や要支援者団体等で」という表現は、担い手と重複するため削除した。

避難訓練の実施及び避難場所の体制づくり

よくまとめられており、このままの表現でよい。

結論として、「稲毛区地域福祉計画の意見に対する計画への反映について(合同フォーラム終了後 最終案)」のP8の合同フォーラムを受けての最終案にある「災害時対応の専門家を呼んでの講習の実施」については、

「消防署の職員等」 「消防署の職員や市職員等」

に修正することで了承を得た。

「避難訓練の実施及び避難場所の体制づくり」については事務局案のとおりで了承を得た。

意見5 異議なし

意見6 異議なし

意見7 異議なし

以上の7つの意見に対する検討を行ったあと、計画を決定した。

なお、字句や文章表現の細かい部分については、委員長・副委員長・事務局に一任すること、必要に応じて作業部会を開催することで了承を得た。

議題(2) 今後のスケジュールについて

議題に入る前に、先週の合同フォーラムで事務局より説明のあった「地域福祉パイロット事業」について委員で意見交換を行いたい旨の意見があったため、事務局よりスケジュールを説明後、今後、計画を推進するうえでの貴重なご意見とさせていただくということで、意見交換を行った。

(事務局より説明)

地域福祉計画を推進するうえでの社協を通じての補助金と考えており、社協地区部会の機能強化につながると考えている。

推進協議会の事務局は区役所(福祉事務所)が中心となって担う。社協、本庁も関わっていく予定である。

(意見交換)

例えば、暮らしの助っ人隊など、社協地区部会以外の小さなグループや自治会が自主的に手をあげようとしても、妨げられてしまうのではないか。

社協地区部会は元気なところとそうでないところがある。地域によっては、社協地区部会が中心に活動を担っていくところとそうでないところがあるのではないか。

社協地区部会は、民生委員・児童委員の会長や町内自治会長も重要な役割を担っているので、社協が窓口になることについては、特に違和感はない。

推進協議会があるのに、パイロット事業は社協で実施するということがよくわからない。推進協議会に予算を持たせて、実行させていくのがいいのではないか。仕組みがおかしいのでは。

取組内容を見ると、担い手が必ずしも社協地区部会にならないものもある。

推進協議会は、あくまで計画の状況把握を行うところであり、パイロット事業について議論をするところではないのではないか。

事務局が、区役所(福祉事務所)に代わることに違和感がある。

以上